

### 申2号『電気部門の変革2022』に関する その1 要求申し入れ提出！！

『電気部門の変革2022』について、昨年12月10日に解明申し入れを行い団体交渉を行ってきました。解明交渉では、新たな新幹線体制の確立に伴う総合技術者育成の対象や内容及びエリア間異動等における問題、在来線の効率的なメンテナンス体制の確立に伴うメセの統廃合における管理メセの業務及び業務指導・支援を名目にした出向の対象や期間、また、スマートメンテナンス導入では検査周期等の変更内容、技術センターにおける業務の簡素化では具体的な実施時期が不明確であること、更には各箇所への人員配置等における課題等が明らかになりました。

その一方、具体的な内容やスケジュール等も含めた詳細については、検討段階という認識が多く見受けられましたが、時間軸を意識したスムーズな移行、且つ、電気部門で働く社員が納得感を持ち、新たな施策及び業務を担うことが重要です。

私たちの職場と仕事を残し、安全と健康、働きがい担保のために団体交渉を通じて要求実現を目指します。

#### 申し入れ項目

##### 【共通】

1. 今施策の内容を電気、総務系統社員へ周知し、その内容を踏まえたうえで2019年2月末までに面談にて異動・出向に対する本人希望を確認すること。また、異動・出向においては安全・技術力・働きがい・本人の意欲が向上するよう本人希望を最大限尊重すること。
2. 異動については当該社員の採用支社管内を基本とすること。
3. 施策実施に伴う出向にあたっては、業務指導・支援以外の目的では行わないこと。また、就労条件について丁寧、且つ、前広に説明すること。
4. 新規採用は新幹線、在来線の部門別に行うこと。また、新規採用社員は基礎技能が習得できる部署へ配属すること。
5. 各支社エリアの拠点箇所に安全指導担当者を専任で配置し、安全レベルの維持向上が図れる体制を確立すること。
6. 女性社員の配置については設備を整備した後に配属すること。
7. メンテナンス体制の変更に伴う設備管理システム等の変更内容を一覧で示すこと。
8. メンテナンス体制の変更内容等については、業務の円滑な遂行を図るため他系統に対して施策実施前に周知すること。
9. J R及びパートナー会社社員一人あたりの夜間作業回数を月8回以下とすること。
10. J Rの体制変更に伴い、移管するパートナー会社においても新幹線と在来線を区分けし、専門特化した体制を確立すること。

##### 【新たな新幹線体制の確立】

1. 保線部門と同様に、技術センターを各支社単位に1箇所配置すること。また、メンテナンスセンターの配置については、各支社・現業機関の意見を重視すること。
2. 新幹線統括本部への所属変更に伴い、各現業事務所は在来線部門と別に設けること。
3. 各技術センター、メンテナンスセンターの保守エリアは現在の支社境界の位置を変更しないこと。
4. 各支社エリアの拠点箇所に総務科長、総務担当者を配置すること。
5. 総合技術者の育成目標に達したと判断する項目を一覧で示すこと。また、本人から不安申告があった場合には再度教育を行うとともに、専門系統以外に係わる業務指示は行わないこと。
6. 外注検査の一部直轄化の詳細を一覧で示すとともに、技術・技能向上が図れる教育体制を確立すること。

## 申2号『電気部門の変革2022』に関する その2 要求申し入れ提出！！

### 申し入れ項目

#### 【在来線の効率的なメンテナンス体制の確立】

1. 技術センター及びメンテナンスセンターの統廃合については、各支社・現業機関の意見を重視すること。
2. 管理メセの要員について移管対象エリアを熟知した管理者及び一般職を増員すること。
3. 移管対象エリアについての特情教育と列車又は徒歩による設備確認を管理メセ社員を対象に一年に1回実施すること。
4. パートナー会社に移管する業務内容を一覧で示すこと。また、移管に伴う引き継ぎ期間を設けること。
5. 移管するパートナー会社に対して移管対象エリアの特情教育を行うとともに、JRからの出向者に業務を依存させないこと。
6. 移管対象エリアの軌陸車は移管するパートナー会社で管理すること。

#### 【電気設備・業務のシステムチェンジ】

1. メンテナンス体制の再構築における設備強化について、2022年度までの計画を示すとともに2027年度までに完了すること。
2. モニタリング装置導入時に試行期間を設けること。また、標準数及び現在員数の見直しは本使用開始後とすること。
3. モニタリング装置導入時に担当者として要員を増員すること。
4. モニタリング装置導入までの検査業務及び検査周期は現行通りとすること。
5. モニタリング装置導入前に再度労使で議論すること。

#### 【技術センターにおける業務の簡素化】

1. 技術センター業務の簡素化について現段階における導入時期を示すこと。
2. 信号技術者認定制度の適用範囲拡大については、各支社・現業機関の判断で行うこと。
3. 信号技術者認定制度の適用範囲拡大、旗揚げシステム導入時には試行期間を設けること。
4. 工事件数の削減に努めるとともに、設計担当者一人当たりの業務量を軽減し時間外労働の削減を図ること。

#### 【異常時対応】

1. 新幹線・在来線相互間の助成は基本的に行わないこと。
2. 新幹線の対応において、専門分野を熟知した社員が現地にいない場合は復旧作業を行わないこと。
3. パートナー会社単独及びJRと同時出動となる内容を一覧で示すこと。
4. 復旧対応における社員への負担を軽減するため、振替輸送等を早急に判断できる体制を整えること。
5. 新幹線の災害予備品については、新幹線統括本部で管理すること。

以上

**安全・健康・働きがいを担保するため要求実現を目指します！**